

厚生食輸発0909第1号
令和6年9月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(カンボジア産及びベトナム産バナナのピラクロストロビン、ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のトリフロキシストロビン並びに中国産ねぎのアトラジン)

標記については、令和6年3月28日付け厚生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年9月3日付け厚生食輸発0903第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、カンボジア産及びベトナム産バナナ並びにペルー産未成熟さやえんどうのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、カンボジア産及びベトナム産バナナのピラクロストロビン並びにペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のトリフロキシストロビンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ねぎのアトラジンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年9月9日	カンボジア	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ピラクロストロビン	LONG SRENG HUA JIAN AGRICULTURE DEVELOPMENT CO.,LTD.

	ベトナム	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	ピラクロストロピン	JINSHAN VIETNAM COMPANY LIMITED
	ペルー	未成熟えんどう(さや用 種及びスナップエンドウ と称されるものに限る。) 及びその加工品(簡易な 加工に限る。)	トリフロキシストロ ピン	FAIR FRUIT PERU S A C